

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主および投資家をはじめとしたステークホルダーに対する公正で透明性の高い経営を最優先に捉え、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、企業価値を増大させることを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードのすべての基本原則に基づき事業活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	510,000	25.06
株式会社南野	234,200	11.50
ハウス食品グループ本社株式会社	180,000	8.84
南野 利久	121,200	5.95
メディカルー光従業員持株会	108,600	5.33
東邦ホールディングス株式会社	91,400	4.49
沢井製薬株式会社	70,000	3.43
アルフレッサ株式会社	60,000	2.94
株式会社山陰合同銀行	50,000	2.45
菊川 東	40,000	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
滝口 広子(本名 玉泉 広子)	弁護士													
滝澤 多佳子	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝口 広子(本名 玉泉 広子)			弁護士として、企業法務に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しており、コーポレートガバナンスを強化するため。 なお、当社と同氏との間には意思決定に影響を与える取引関係はなく、中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しております。
滝澤 多佳子			税理士として会計および税務に精通し、専門的な知識と経験等に基づく見識を経営に反映させるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)との会合を適宜開催し、監査計画や監査結果等について説明を受け、意見交換を行っております。
 内部監査については、社長直轄組織である監査室を設置し、年間監査計画に基づいて全部門の監査を実施しております。
 監査室は、監査の実施結果を報告書にまとめ社長へ報告するほか、監査役へも送付しております。
 監査役は、監査室との情報交換を定期的に行ない、監査の実効性を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井元 哲夫	他の会社の出身者													
古川 典明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井元 哲夫			上場会社の企業経営者としての経験が豊富であり、当社取締役の職務執行の妥当性を監督するに適任であるため。
古川 典明			公認会計士・税理士として会計・税務に精通しており、当社取締役の職務執行の妥当性を監督するに適任であるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

第21回定時株主総会において、定款変更を行い報酬総額の範囲内でインセンティブを付与できる体制を整えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

総額及び限度額を事業報告、有価証券報告書にて開示しております。
平成30年2月期に係る取締役の報酬(年額)
・支給人員 13名(うち社外取締役2名)
・支給額 147,293千円(うち社外取締役7,200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は、平成16年5月26日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額・年額250,000千円以内(但し使用人兼務取締役の使用人部分は含まない)としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務人事部内に取締役会事務局及び監査役会事務局を設置し、社外取締役及び社外監査役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社として、社外取締役を含む取締役会において、経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会が取締役の職務執行に対する監査を行う運営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めております。

1. 取締役会

取締役会は、取締役8名で構成され、毎月開催し重要事項の決議を行うとともに、各取締役が委嘱された業務の執行状況についての報告を行うことにより職務執行の監督機能も果たしております。また、医療、法律、経営全般に関する広範な知識と経験を有する社外取締役2名を選任し、弁護士、税理士それぞれの立場から中立公正な視点での意見及び見解を経営に反映しております。
なお、社外監査役2名を含めた監査役4名も取締役会に出席しており、取締役会においては社外取締役および社外監査役を含めて自由闊達な発言ができる体制作りを行っております。

2. 監査役会

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、定期的な監査を実施し、監査結果等について監査役が相互に意見や情報を交換することで、監査の実効性の確保に努めております。常勤監査役は経営会議等の重要会議にも常時出席するほか、各取締役や部門長との会合、各部門に対する往査を実施し、取締役の職務執行を監査する体制をとっております。

3. 経営会議

常勤取締役、本部長、副本部長、上席執行役員、執行役員及び特定の部門長で構成される経営会議は、毎月開催し、各部門長から業務の執行状況についての報告を行うことにより各部門の監督機能を果たしております。

4. 内部統制委員会

社長を委員長とする内部統制委員会(上記経営会議出席メンバー及び監査室長で構成)は随時開催し、財務報告に係る内部統制に関連するリスクの識別、分析及び評価を行うとともに、当該リスクへの適切な対応策を検討しております。

5. 会計監査人

会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査計画書に基づき適正な監査を受けております。

6. 内部監査体制

社長直轄の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、年間監査計画に基づき業務の効率性及び合理性、コンプライアンスの遵守状況等について、監査を実施するとともに、被監査部門に対して、監査結果に基づき指導及び助言等を行っております。なお、監査結果については、社長に報告するとともに、必要に応じて再監査を行うことにより、監査の実効性を確保しております。

7. コンプライアンス体制及びリスクマネジメント体制

(1)コンプライアンス・リスク管理委員会において、「コンプライアンスマニュアル」「危機管理マニュアル」の周知徹底を図り、法令遵守およびリスク管理の推進を行うとともに、緊急時の主導的役割を果たしております。

(2)顧問弁護士として複数の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて、適宜、法律全般に関する助言を受けております。

(3)当社グループでは、「メディカルー光グループ連携規程」を制定し、業務の適正化を図るとともに、グループ各社へもコンプライアンス及びリスク管理に関する統一的な体制整備を行っております。

(4)グループ各社へ兼務役員を派遣し、取締役会に参加させることにより、職務執行状況の監督を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記2.に記載のとおり、独立性の高い社外取締役2名(うち1名は独立役員に指定)を選任することにより、取締役会において十分な監督機能が保持されております。

監査役会は、経営に関する高い見識と豊富な経験を持つ社外監査役2名を含む4名で構成され、取締役の職務執行状況を適正に監査しており、経営の透明性と経営監視体制の充実が十分に図れていることから、現在の監査役制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、5月下旬の日程とし、一般株主の参加が見込まれる日を選定しております。
その他	ホームページにおいて、招集通知及び決議通知の全文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する情報を迅速、正確かつ公平に開示することを目的にディスクロージャーポリシーを制定し、当社のホームページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を実施し、アナリスト、機関投資家の皆様に決算の内容や事業の状況及び今後の事業展開について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(https://www.m-ikkou.co.jp/index.html)において、当社のディスクロージャーポリシーに基づき積極的かつ公平に開示しております。掲載している情報としては、IRリリース、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書などの資料類のほか、ビジュアル化した財務ハイライトや株式情報も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは担当役員と管理本部が担当し、重要な意思決定を行う会議に出席し重要情報を一元的に把握することにより、迅速、正確かつ公平な情報開示を図るとともに、IR活動にも積極的に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」を制定し、ステークホルダーに対する基本的な考えを周知徹底するとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を通じ、その推進に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内外の医療支援を行っている団体に対して、寄付金贈呈等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、株主の皆様に対し、迅速、正確かつ公平な情報開示を図ることを基本方針とし、IR活動にも積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、法令遵守の経営方針を明確にすべく、「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全社員に周知徹底させております。
- (2) コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、推進体制を確保しております。
- (3) 弁護士及び税理士を社外取締役に選任し、取締役会における重要事項の協議において、適宜、客観的な意見を反映させております。
- (4) 法的課題やコンプライアンスに関する事象については、適宜、顧問弁護士の助言及び指導を受けております。
- (5) 監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備及び運用の状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (6) 監査室は、使用人の職務執行状況が法令及び諸規定を遵守しているかを監査します。
- (7) 事故の未然防止もしくは早期発見を目的とし、通報者の保護を徹底したヘルプラインを監査室内に設置し環境を整えております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規定に従い適切に保管及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理の重要性を認識し、「危機管理マニュアル」を制定し、全社員に周知徹底させております。
- (2) リスク管理を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し推進体制を確保するとともに、緊急時対応の主導的役割を果たしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の決議による組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、役割と責任、職務執行手続きの詳細について定めております。
- (2) 毎月開催する取締役会において、各取締役が委嘱された業務の執行状況についての報告を行うことにより、職務執行の監督機能を果たしております。

5. 企業集団における業務の適正化確保のための体制

- (1) 当社グループでは、「メディカルー光グループ連携規程」を制定し、業務の適正化を図るとともに、グループ各社へもコンプライアンス及びリスク管理に関するマニュアル等を適用し、統一的な体制整備を行っております。
- (2) グループ各社へ兼務役員を派遣し、取締役会に参加させることにより、職務執行状況の監督を行っております。

6. 監査役を補助する使用人体制とその独立性

取締役は、監査役の求めにより監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置します。なお、その従業員の人事に関する事項は、監査役と協議のうえ決定します。

7. 取締役・使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、毎月開催する取締役会において、各取締役から委嘱された業務の執行状況について報告を受けております。
- (2) 常勤監査役は、毎月開催する経営会議において、各部門長から業務の執行状況についての報告を受けております。
- (3) 監査室は、使用人の職務執行状況、相談及び通報の状況について、適宜、監査役に報告しております。
- (4) 常勤監査役は、上記で受けた報告の内容については、監査役会において改めて報告することにより、監査役会の監査機能を高めております。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした態度で対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

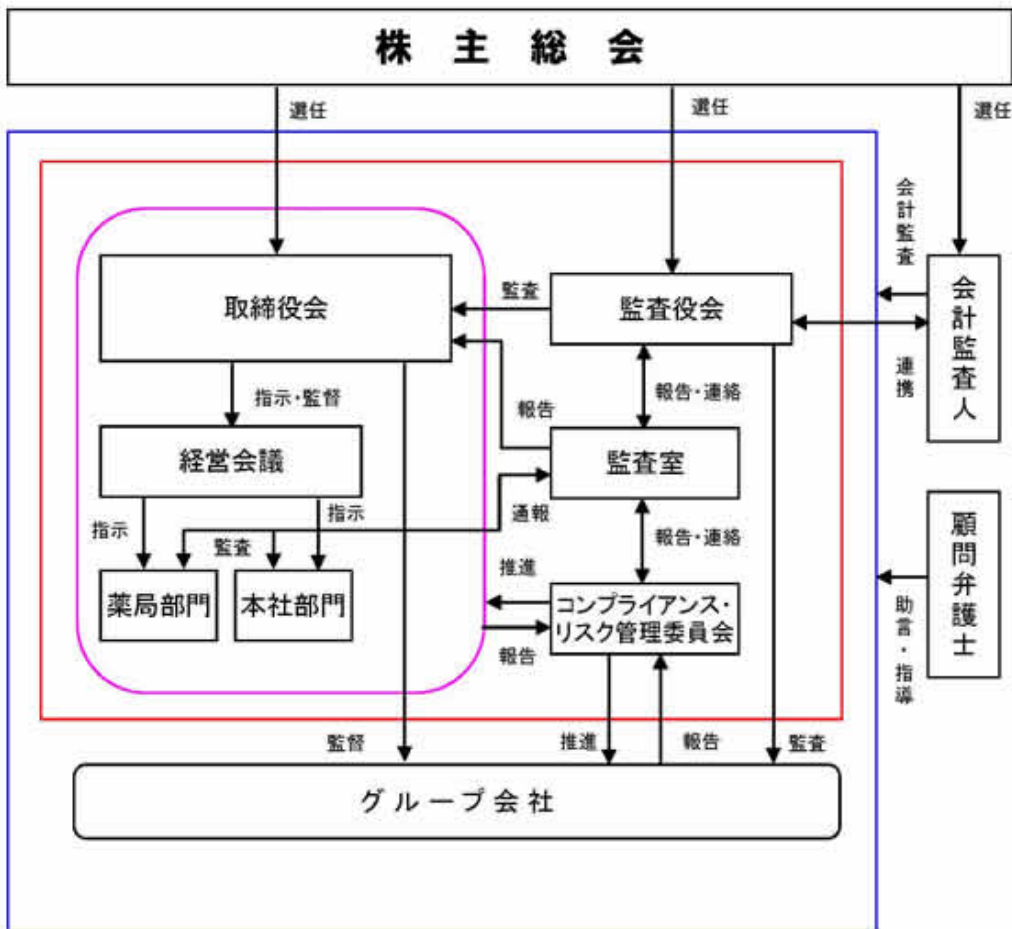
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社を取り巻く多種多様なリスクに対し、その分析及び評価を行ったうえで必要な対策を取ることが重要と考えております。内部統制システムの運用状況を絶えずモニタリングし、常に改善を行うとともに、新たに認識したリスク等への対処も随時行い、常に想定リスクに備える体制整備を図っております。

【適時開示に関する当社の方針】

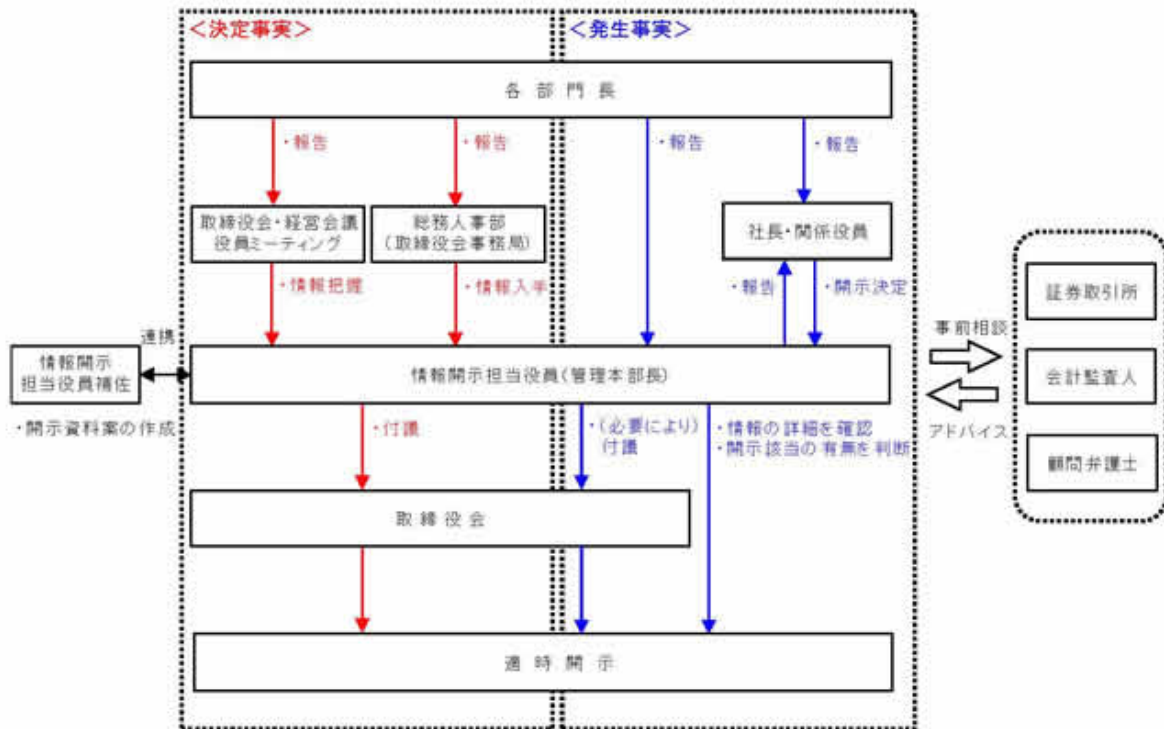
当社は、株主および投資家に対して、投資判断の基礎となる重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示することが、重要な責務であると認識しております。今後とも、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める規則に基づき、上場企業としての社会的責務を果たすために適時開示に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



適時開示体制の概要(模式図)

【決定事実及び発生事実に関する情報】



【決算に関する情報】

